

## 退職手当計算例

(支給率は一般職62頁、特別職は例規集60頁参照)

### 〔例1〕自己都合退職(条例第3条)の場合

生年月日	昭和49年1月15日		
就職年月日	平成8年4月2日		
退職年月日	平成29年8月10日	勤続期間	21年5ヶ月
新制度切替日前日給料月額	363,500円	(平成18年3月31日、勤続期間	10年0ヶ月)
退職日給料月額	343,400円		
調整額の区分	第5号区分(36月)	第6号区分	(24月)

#### 新制度切替日前日旧条例等退職手当額

363,500円(新制度切替日前日給料月額) × 6.525ヶ月(支給率) = 2,371,837円 (円未満切捨て)

#### 新条例等退職手当額

343,400円(退職日給料月額) × 22.185ヶ月(支給率) = 7,618,329円

(27,100円 × 36月 + 21,700円 × 24月) × 1/2 = 748,200円

7,618,329円 + 748,200円 = 8,366,529円

新制度切替日前日旧条例等退職手当額 < 新条例等退職手当額 なので

新条例等退職手当額の8,366,529円を支給する。

※支給率には、調整率87/100を含む。

### 〔例2〕自己都合退職(条例第5条)の場合

生年月日	昭和33年12月12日		
就職年月日	昭和49年4月1日		
退職年月日	平成29年10月1日	勤続期間	43年7ヶ月
新制度切替日前日給料月額	380,400円	(平成18年3月31日、勤続期間	32年0ヶ月)
退職日給料月額	390,700円		
調整額の区分	第5号区分(60月)		

#### 新制度切替日前日旧条例等退職手当額

380,400円(新制度切替日前日給料月額) × 38.0625ヶ月(支給率) = 14,478,975円

#### 新条例等退職手当額

390,700円(退職日給料月額) × 49.59ヶ月(支給率) = 19,374,813円

27,100円 × 60月 = 1,626,000円

19,374,813円 + 1,626,000円 = 21,000,813円

新制度切替日前日旧条例等退職手当額 < 新条例等退職手当額 なので

新条例等退職手当額の21,000,813円を支給する。

※支給率には、調整率87/100を含む。

〔例3〕 通勤災害傷病退職(条例第4条)の場合

生年月日 昭和47年7月15日  
就職年月日 平成8年4月1日  
退職年月日 平成30年3月31日 勤続期間22年0ヶ月  
新制度切替日前日給料月額 333,000円(平成18年3月31日、勤続期間10年0ヶ月)  
退職日給料月額 342,000円  
調整額の区分 第5号区分(12月) 第6号区分(48月)

新制度切替日前日旧条例等退職手当額

333,000円(新制度切替日前日給料月額) × 8.70ヶ月(支給率) = 2,897,100円

新条例等退職手当額

342,000円(退職日給料月額) × 29.03625ヶ月(支給率) = 9,930,397円(円未満切捨て)

27,100円 × 12月 + 21,700円 × 48月 = 1,366,800円

9,930,397円 + 1,366,800円 = 11,297,197円

新制度切替日前日旧条例等退職手当額 < 新条例等退職手当額 なので

新条例等退職手当額の11,297,197円を支給する。

※支給率には、調整率87/100を含む。

〔例4〕 応募認定退職(条例第5条)の場合

生年月日 昭和34年11月28日 (58才)  
就職年月日 昭和58年3月15日  
退職年月日 平成30年3月31日 勤続期間35年1ヶ月  
退職日給料月額 401,100円  
調整額の区分 第3号区分(48月) 第4号区分(12月)

算定基礎給料月額 401,100円 × {1 + (3% × 2年)} = 425,166円

425,166円(退職日給料月額) × 49.59ヶ月(支給率) = 21,083,981円(円未満切捨て)

43,350円 × 48月 + 32,500円 × 12月 = 2,470,800円

21,083,981円 + 2,470,800円 = 23,554,781円

※支給率には、調整率87/100を含む。

〔例5〕 特別職(町長)の公務外傷病退職(条例第5条の5)の場合

就職年月日 平成27年6月12日  
退職年月日 平成30年3月15日 勤続月数34ヶ月  
退職日給料月額 699,000円

699,000円(退職日給料月額) × 45.5/100(支給率) × 34月 × 125/100(割増)  
= 13,516,912円(円未満切捨て)

## 退職手当の税金

退職手当にかかる税金は、長年の功労に報いるため、ほかの所得より軽くなるように配慮されています。支給金額から勤続年数に応じた退職所得控除額を差し引き、その残金額の2分の1（勤続年数6年以上の者に限る。）に対して税率を掛けて計算します。

退職所得にかかる税金は分離課税扱いとなっており、他の所得とは切り離して計算します。したがって、退職所得については通常「確定申告」をする必要はありません。しかし、その年に所得税減税の特例措置等がある場合は、確定申告をすることにより納付した所得税が還付されることがあります。

なお、死亡退職の場合には、国税及び地方税が課税されず、相続税の対象となります。

### 退職手当に係る税額の求め方

勤続年数5年以下

◆国税◆

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{退職手当の金額}} - \boxed{\text{退職所得控除額}} = \boxed{\text{課税退職所得金額}} \xrightarrow{\text{別表1}} = \boxed{\text{源泉徴収税額}} \\
 \text{円未満の端数切捨て} \\
 \begin{array}{ccc}
 \uparrow & & \uparrow \\
 \text{別表2} & & 1,000 \text{円未満の端数切捨て} \\
 \downarrow & & \downarrow
 \end{array}
 \end{array}$$

◆地方税◆

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{退職手当の金額}} - \boxed{\text{退職所得控除額}} = \boxed{\text{退職所得控除後の金額}} \\
 \\
 \boxed{\text{退職所得控除後の金額}} \times \begin{array}{|c|c|} \hline \text{税} & \text{率} \\ \hline \text{市町村民税} & \text{県民税} \\ \hline 6\% & 4\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|c|} \hline \text{特別徴収税額} \\ \hline \text{市町村民税額} & \text{県民税額} \\ \hline \end{array} \\
 \text{100円未満の端数切捨て}
 \end{array}$$

勤続年数6年以上

◆国税◆

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{退職手当の金額}} - \boxed{\text{退職所得控除額}} \times 1/2 = \boxed{\text{課税退職所得金額}} \xrightarrow{\text{別表1}} = \boxed{\text{源泉徴収税額}} \\
 \text{円未満の端数切捨て} \\
 \begin{array}{ccc}
 \uparrow & & \uparrow \\
 \text{別表2} & & 1,000 \text{円未満の端数切捨て} \\
 \downarrow & & \downarrow
 \end{array}
 \end{array}$$

◆地方税◆

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{退職手当の金額}} - \boxed{\text{退職所得控除額}} \times 1/2 = \boxed{\text{退職所得控除後の金額}} \\
 \\
 \boxed{\text{退職所得控除後の金額}} \times \begin{array}{|c|c|} \hline \text{税} & \text{率} \\ \hline \text{市町村民税} & \text{県民税} \\ \hline 6\% & 4\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|c|} \hline \text{特別徴収税額} \\ \hline \text{市町村民税額} & \text{県民税額} \\ \hline \end{array} \\
 \text{100円未満の端数切捨て}
 \end{array}$$

## 税 額 の 計 算 例

[例4の場合]

◆国 税◆

$$(23,554,781 \text{ 円} - 19,200,000 \text{ 円}) \times 1/2 = 2,177,000 \text{ 円 (1,000 円未満切捨て)} \quad \boxed{\text{課税退職所得金額}}$$

$$(2,177,000 \text{ 円} \times 10\% - 97,500 \text{ 円}) \times 102.1\% = \underline{122,724 \text{ 円}} \quad (\text{円未満切捨て})$$

◆地方税◆

$$(23,554,781 \text{ 円} - 19,200,000 \text{ 円}) \times 1/2 = 2,177,000 \text{ 円 (1,000 円未満切捨て)} \quad \boxed{\text{退職所得控除後の金額}}$$

- ・市町村民税  $2,177,000 \text{ 円} \times 6\% = \underline{130,600 \text{ 円}}$  (100 円未満切捨て)
- ・県民税  $2,177,000 \text{ 円} \times 4\% = \underline{87,000 \text{ 円}}$  (100 円未満切捨て)

$$\text{税額合計} \quad 122,724 \text{ 円} + 130,600 \text{ 円} + 87,000 \text{ 円} = \underline{340,324 \text{ 円}}$$

[例5の場合]

◆国 税◆

$$13,516,912 \text{ 円} - 2,200,000 \text{ 円 (障害)} = 11,316,000 \text{ 円 (1,000 円未満数切捨て)}$$

$$(11,316,000 \text{ 円} \times 33\% - 1,536,000 \text{ 円}) \times 102.1\% = \underline{2,244,443 \text{ 円}} \quad (\text{円未満切捨て}) \quad \boxed{\text{課税退職所得金額}}$$

◆地方税◆

$$13,516,912 \text{ 円} - 2,200,000 \text{ 円 (障害)} = 11,316,000 \text{ 円 (1,000 円未満切捨て)} \quad \boxed{\text{退職所得控除後の金額}}$$

- ・市町村民税  $11,316,000 \text{ 円} \times 6\% = \underline{678,900 \text{ 円}}$  (100 円未満切捨て)
- ・県民税  $11,316,000 \text{ 円} \times 4\% = \underline{452,600 \text{ 円}}$  (100 円未満切捨て)

$$\text{税額合計} \quad 2,244,443 \text{ 円} + 678,900 \text{ 円} + 452,600 \text{ 円} = \underline{3,375,943 \text{ 円}}$$

別表1 退職所得の源泉徴収税額の速算表

課税退職所得金額 (A)	税 率 (B)	控除額 (C)	税額 = ((A) × (B) - (C)) × 102.1%
195 万円以下	5%	—	((A) × 5%) × 102.1%
195 万円超 330 万円以下	10%	97,500 円	((A) × 10% - 97,500 円) × 102.1%
330 万円超 695 万円以下	20%	427,500 円	((A) × 20% - 427,500 円) × 102.1%
695 万円超 900 万円以下	23%	636,000 円	((A) × 23% - 636,000 円) × 102.1%
900 万円超 1,800 万円以下	33%	1,536,000 円	((A) × 33% - 1,536,000 円) × 102.1%
1,800 万円超 4,000 万円以下	40%	2,796,000 円	((A) × 40% - 2,796,000 円) × 102.1%
4,000 万円超	45%	4,796,000 円	((A) × 45% - 4,796,000 円) × 102.1%

※平成49年12月31日まで復興特別税(2.1%)が課税されます。(円未満の端数切捨て)